

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

動物の遺棄・虐待は

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の保護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に處する。
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に障害を生ずるおそれのある暴行を犯し、又はそのおそれのある行為をせよと、みだりに、強要若しくは強水をせよと、強要し、その遺棄及び安全を確保することが困難な場所に持戻し、又は飼養管理が著しく適正でない状態であつた愛護動物を射殺し、若しくは殺害することにより、害及をすること、自己の射殺し、又は殺害する愛護動物であつて、疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、若しくは、その死因又は死後、愛護動物の死体が放棄された施設であつて自己の管理するものにおいて射殺し、又は殺害することその他の殺害を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に處する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に處する。

※令和7年6月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。



環境省

警察庁

電話のお掛け間違いがないようにお願いします。

榎原警察署 0744-23-0110

中和保健所 0744-48-3033